証券コード　7946
平成29年６月９日

株　主　各　位

株　式　会　社　光　陽　社
代表取締役社長　　犬　養　岬　太
本　　店　東京都新宿区東榎町12番地
本社事務所　東京都文京区湯島２丁目16番16号

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）の当社営業時間終了の時（午後６時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成29年６月27日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区飯田橋三丁目８番５号
ベルサール飯田橋駅前ビル２階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第69期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　株式併合の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、提供すべき書面のうち個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.koyosha-inc.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当該「個別注記表」を含んでおります。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

［提供書面］

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、急激な円高の進行でスタートしたものの、一連の経済対策や金融緩和策が継続される中で、企業収益や雇用環境等の改善が更に進みました。しかしながら、米国の新体制移行に伴う影響、英国のＥＵ離脱、新興国経済の減速などにより、依然として先行きは不透明な状況となっております。

印刷業界におきましては、電子メディアの多様化による印刷物の需要の減少、受注価格の下落など、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社は、お客様のニーズに応えるべく、営業力・提案力の強化を図り、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕に、より一層注力するとともに、生産効率の向上、更なる内製化の推進により、売上の拡大、収益性の改善に取り組んでまいりました。また、将来を見据えて、経営資源の効率的活用及び財務体質強化を図るため、本社及び東京事業所の土地及び建物の売却を行いました。

以上のとおり、経営全般にわたる諸施策の展開に努めた結果、当事業年度における売上高は43億15百万円（前年比3.0％増収）となりました。その内訳は写真製版売上高10億43百万円（前年比5.0％減収）、印刷売上高31億57百万円（前年比7.1％増収）、商品売上高１億14百万円（前年比19.1％減収）となりました。損益面においては、営業利益１億22百万円(前年比35.9％増益)、経常利益１億43百万円（前年比58.0％増益）、当期純利益は、

土地及び建物の売却益10億91百万円、本社移転に伴う関連費用等40百万円、法人税、住民税及び事業税54百万円、税効果会計適用に伴う法人税等調整額２億８百万円により９億32百万円となりました。なお、法人税等調整額は、繰延税金資産の計上57百万円、固定資産圧縮特別勘定の積立による繰延税金負債の計上２億66百万円によるものです。

次期の業績見通しにつきましては、売上高は43億30百万円、営業利益は１億30百万円、経常利益は１億35百万円、当期純利益は１億９百万円を見込んでおります。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、総額64百万円となりました。主なものは、生産設備であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第66期 (平成25年度)	第67期 (平成26年度)	第68期 (平成27年度)	第69期 (当事業年度) (平成28年度)
売上高（千円）	3,768,347	3,751,151	4,189,149	4,315,545
経常利益（千円）	58,394	190,242	90,688	143,317
当期純利益（千円）	376,514	165,310	45,402	932,324
１株当たり当期純利益	28円81銭	12円65銭	3円48銭	71円40銭
総資産（千円）	2,416,965	3,175,527	3,413,068	4,428,558
純資産（千円）	860,584	1,026,124	1,071,031	2,003,503
１株当たり純資産	65円87銭	78円56銭	82円02銭	153円45銭

（注）１．記載金額（１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を除く）は、単位未満を切り捨てて表示しております。

２．普通株式の期中平均株式数は13,057千株となります。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

印刷事業においては、電子メディアの多様化による印刷物の需要の減少、受注価格の下落等の厳しい経営環境が、今後とも続くものと想定しております。このような状況において、当社は、長年培ってまいりました経験・知見を生かし、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕に注力するとともに、印刷ワンストップ体制を活かした営業やプリントマネジメントの提案を通じ、お客様のニーズ・課題を解決し、より大きな付加価値をお客様にご提供することにより売上拡大を目指してまいります。また、生産技術及び生産効率の向上によるコストダウンを更に推進し、構造的な収益性をより一層高めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は、印刷関連事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　店	東京都新宿区東榎町12番地
本社事務所	東京都文京区湯島二丁目16番16号
東京事業所	東京都文京区湯島二丁目21番2号
関西事業所	大阪市西区立売堀四丁目5番21号
神戸営業所	神戸市中央区東町126番地
名古屋営業所	名古屋市中区栄二丁目11番7号
ダブル・クロック大阪	大阪市西区立売堀四丁目5番21号
飯能プリンティングセンターBASE（Ｋ－ＣＡＰ本部）（プリンティングセンター）	埼玉県飯能市茜台二丁目1番2号

（注）本店、本社事務所および東京事業所は、平成29年１月10日に東京都新宿区改代町29番地より、上記住所へ移転しました。

(7) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
181名	2名

（注）上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託）28名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	444百万円
株式会社商工組合中央金庫	244百万円

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　50,000,000株

(2) 発行済株式の総数　13,392,000株

(3) 株主数　1,353名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社プリマリール	5,000千株	38.29%
株式会社片山	614千株	4.70%
新日本カレンダー株式会社	500千株	3.83%
片山英彦	469千株	3.59%
株式会社SCREENホールディングス	298千株	2.28%
光陽社役員持株会	246千株	1.88%
日本証券金融株式会社	198千株	1.52%
株式会社石川商会	175千株	1.34%
株式会社SBI証券	170千株	1.30%
松井証券株式会社	148千株	1.13%

（注）１．当社は、自己株式を335,375株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第３位以下を四捨五入しております。

３．株式会社プリマリールは、株式会社帆風の100%子会社であります。また、株式会社帆風は、70千株（持株比率0.54%）を直接保有しております。

３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	犬養岬太	
取締役	冨正俊	業務本部長
取締役	八木浩志	西日本営業本部長
取締役	杉山貴一郎	東日本営業本部長
取締役	栗田真治郎	経営統括室長
取締役	宮﨑安弘	新日本カレンダー株式会社 代表取締役社長 大阪ペピイ動物看護専門学校 理事長
常勤監査役	林正良	
監査役	髙島志郎	弁護士法人淀屋橋・山上合同 所属弁護士 太洋ヒロセ株式会社監査役 株式会社コンテック社外監査役 株式会社トーア紡コーポレーション 社外監査役 日本包装運輸株式会社監査役
監査役	中谷秀孝	中谷公認会計士事務所代表

（注）１．取締役宮﨑安弘氏は、社外取締役であります。なお、当社は、宮﨑安弘氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。

２．監査役髙島志郎氏及び監査役中谷秀孝氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。

３．監査役中谷秀孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、社外取締役宮﨑安弘氏並びに社外監査役髙島志郎氏及び中谷秀孝氏との間において、会社法第427条第１項並びに当社定款第27条第２項及び第34条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (1)	31百万円 (2)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	11百万円 (4)
合　　計	9	42百万円

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、昭和62年６月23日開催の第39回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、平成26年６月27日開催の第66回定時株主総会において、上記報酬限度額のうち、月額１百万円以内を社外取締役の報酬限度額とする決議をいただいております。

3．監査役の報酬限度額は、昭和62年６月23日開催の第39回定時株主総会において月額３百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役宮﨑安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長及び大阪ペピイ動物看護専門学校理事長を兼務しております。新日本カレンダー株式会社と当社との間には取引がありますが、同社及び当社それぞれの平成28年度において、年間売上高の２％未満であります。同社は当社の株主であり、平成29年３月31日現在の持株比率は、3.83％であります。なお、大阪ペピイ動物看護専門学校と当社には、取引その他の関係はありません。

・監査役髙島志郎氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属しております。また、同氏は太洋ヒロセ株式会社、株式会社コンテック、株式会社トーア紡コーポレーション及び日本包装運輸株式会社の監査役を兼務しております。当社と当該兼職先には取引その他の関係はありません。

・監査役中谷秀孝氏は、中谷公認会計士事務所の代表を兼務しております。当社と同事務所には取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（９回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 宮﨑 安弘	20	100	－	－
監査役 髙島 志郎	20	100	9	100
監査役 中谷 秀孝	19	95.0	9	100

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役宮﨑安弘氏は、長年にわたるカレンダー事業に携わった経験による印刷関連の豊富な知識を持ち、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長としての実績と優れた見識により取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役髙島志郎氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

・監査役中谷秀孝氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人報酬額に同意した理由

監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認したうえで、当事業年度の監査計画の監査時間・人員配置などの内容の妥当性を検証し、監査報酬額・単価等について他社に関する情報等との比較検討も行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第３９９条第１項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 内部統制システムの基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成28年1月22日開催の取締役会において見直しを行い、次のとおり決議しております。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・社是・社内規則及び社会的規範等を遵守した行動をとるための規則として、法令遵守行動基準を定め、整備する。また、社長直轄の内部監査室により、コンプライアンスをはじめとする内部統制のモニタリング体制を確保し、その結果を取締役に報告することにより内部統制推進の円滑化を図る。

当社は、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとり、反社会的行為にかかわらないよう、社会的常識と正義感を持ち、常に良識ある行動をとる。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、経営会議の議事録・稟議書・契約書等の作成、整理・保存・管理を定めた文書管理規程に基づき各文書を管理する。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを発見した場合に備え、総合的に認識及び評価するため、リスク管理規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、効率的な経営を目指し、以下の２つの取組みを行うものとする。

イ．方針管理をベースとし、全社及び各部門について、月次単位での実績の分析及び対策の立案・実行を徹底する。

ロ．ＩＴ環境の活用により、全社員に方針を徹底し、問題意識の共有化と目標達成に向けての一体感の醸成を図る。

具体的には、期初に全社方針及び全社予算を定め、社内イントラに開示し、全社員に全社目標を徹底する。また、各部門の方針及び実績についても社内イントラに月次掲載することにより、問題意識の共有化と目標達成に向けての一体感の醸成を図る。取締役会では、実績分析や関連情報をより一層充実することにより、問題点の把握と対策内容を月次単位で明確にする。迅速な意思決定を図るために、取締役会の他に経営会議を開催し、社長と各本部長とのタイムリーな情報交換を行う。

⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社及び子会社が存在しないので該当事項はありません。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当社の監査役の当該使用人に対する実効性の確保に関する事項

当社は監査役会の事務局を業務本部とし、その補助業務を行う。必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフとして使用人を置くこととする。また、その人事及び処遇については、取締役と

監査役が話し合うものとする。
　取締役と監査役からの使用人に対する指揮命令が相反する場合は、監査役からの指揮命令を優先する。

⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または、使用人にその説明を求める。説明を求められた取締役および使用人は、速やかに報告を行う。
　監査役に報告をした者に対して、当該報告を行ったことを理由として解雇その他のいかなる不利な取扱いも行わないものとする。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社の監査役は、会計監査人である太陽有限責任監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図り、必要に応じて内部監査室との連携も図る。
　監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出をした費用等に対する償還の請求をしたときは、当該費用または債務を速やかに処

理するものとする。

(2) 内部統制システムの運用状況

当事業年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み状況

当社は、公益通報者保護法に基づいた「内部通報制度規程」を制定し、通報者が不利益を被ることがないように担保し、内部通報に係る適切な体制を整備しております。内部通報の専門窓口は管理部門を管掌する取締役が担っておりますが、経営陣から独立したものとして、顧問弁護士が担当する外部窓口も設けております。通報内容・調査結果および対応内容については、通報者に不利益が生じないように配慮したうえで、適宜取締役会に報告を行っております。

②情報の保存及び管理に対する取り組み状況

当社は、株主総会、取締役会議事録等の重要文書について、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。

③損失の危険の管理に対する取り組み状況

当社は、経営に重大な影響を与えると思われる情報・事案について、随時経営会議等において報告、検討のうえ、必要に応じて取締役会による審議、決議を経て、適切な対応を行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み状況

イ．取締役会を定時17回、臨時３開催しております。

ロ．経営会議は原則として１ヵ月に２回開催とし、当事業年度は22回開催しております。

ハ．職務権限規程により、取締役に委譲された権限の行使にあたっては、稟議決済により行っております。

ニ．全社方針及び全社予算については、社内イントラにより全社員に徹底を行っております。また、各部門の方針及び実績についても、社内イントラに月次掲載し、問題意識の共有化を図るとともに、目標達成に向けての一体感を醸成しております。

⑤監査役監査の実効性の確保

当社の監査役は、取締役会への出席の他、監査役会を開催し（当事業年度は９回）、社長及び社外取締役との意見交換を行い、また会計監査人との定期的な情報交換を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びにその運用状況を確認しております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,967,580**	**流動負債**	**1,098,780**
現金及び預金	1,759,798	支払手形	375,105
受取手形	233,847	買掛金	259,906
電子記録債権	81,370	1年内返済予定の長期借入金	108,510
売掛金	647,375	未払金	33,731
商品	7,612	未払費用	32,933
仕掛品	118,248	未払法人税等	64,054
原材料	12,133	未払消費税等	111,084
貯蔵品	19,314	預り金	7,776
前払費用	28,393	前受金	23,714
繰延税金資産	51,863	賞与引当金	64,071
その他	8,787	設備関係支払手形	7,879
貸倒引当金	△1,165	環境対策引当金	10,000
固定資産	**1,460,978**	その他	12
有形固定資産	**1,304,818**	**固定負債**	**1,326,274**
建物	734,266	長期借入金	655,036
構築物	1,205	退職給付引当金	410,326
機械及び装置	324,033	繰延税金負債	260,912
車両運搬具	3,942	**負債合計**	**2,425,054**
工具、器具及び備品	31,958	**純資産の部**	
土地	209,412	**株主資本**	**2,002,993**
無形固定資産	**15,650**	**資本金**	**1,928,959**
商標権	378	**資本剰余金**	**180,008**
ソフトウエア	10,379	資本準備金	180,000
ソフトウエア仮勘定	3,240	その他資本剰余金	8
電話加入権	1,652	**利益剰余金**	**△69,377**
投資その他の資産	**140,508**	その他利益剰余金	△69,377
投資有価証券	5,654	固定資産圧縮特別勘定積立金	596,562
出資金	60	繰越利益剰余金	△665,939
長期前払費用	10,562	**自己株式**	**△36,596**
従業員に対する長期貸付金	90	**評価・換算差額等**	**510**
破産更生債権等	3,264	その他有価証券評価差額金	510
差入保証金	51,063	**純資産合計**	**2,003,503**
保険積立金	72,047		
その他	947		
貸倒引当金	△3,181		
資産合計	**4,428,558**	**負債及び純資産合計**	**4,428,558**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		4,315,545
売　上　原　価		3,440,356
売　上　総　利　益		875,189
販売費及び一般管理費		752,362
営　業　利　益		122,826
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	102	
受　取　配　当　金	452	
作　業　く　ず　売　却　益	16,271	
補　助　金　収　入	14,377	
そ　の　他	5,948	37,153
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	7,141	
支　払　補　償　費	6,212	
障　害　者　雇　用　納　付　金	2,280	
そ　の　他	1,027	16,662
経　常　利　益		143,317
特　別　利　益		
固　定　資　産　売　却　益	1,091,541	
補　助　金　収　入	1,813	1,093,354
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	14,992	
減　損　損　失	1,570	
本　社　移　転　費　用	21,680	
設　備　移　設　費　用	2,722	40,966
税　引　前　当　期　純　利　益		1,195,705
法人税、住民税及び事業税		54,558
法　人　税　等　調　整　額		208,823
当　期　純　利　益		932,324

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成28年４月１日期首残高	1,928,959	180,000	8	180,008
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
平成29年３月31日期末残高	1,928,959	180,000	8	180,008

	株主資本		
	利益剰余金		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計
	固定資産圧縮特別勘定積立金	繰越利益剰余金	
平成28年４月１日期首残高	－	△1,001,701	△1,001,701
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	596,562	△596,562	
当期純利益		932,324	932,324
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	596,562	335,761	932,324
平成29年３月31日期末残高	596,562	△665,939	△69,377

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日期首残高	△36,364	1,070,901	129	129	1,071,031
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					
当期純利益		932,324			932,324
自己株式の取得	△231	△231			△231
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			380	380	380
事業年度中の変動額合計	△231	932,092	380	380	932,472
平成29年3月31日期末残高	△36,596	2,002,993	510	510	2,003,503

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社　光　陽　社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　村　利　宏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　市　岳　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光陽社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果
（１）事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月24日

株式会社　光陽社　監査役会

常勤監査役　林　　正　良　㊞
社外監査役　髙　島　志　郎　㊞
社外監査役　中　谷　秀　孝　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成29年５月26日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式の併合を実施するものであります。

２．併合の割合

当社普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、１株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括し処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式の併合がその効力を生じる日

平成29年10月１日

４．上記３の日における発行可能株式総数

1,339,200株

５．その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（ご参考）

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月１日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、500万株とする。
（単元株式数） 第8条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

本店所在地の変更

平成29年１月10日に、本社事務所が移転したことに伴い業務効率の向上を図るため、本店の所在地を東京都新宿区から東京都文京区に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第3条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。	（本店の所在地） 第3条　当会社は、本店を東京都文京区に置く。

第３号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役６名全員が任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	犬養岬太（いぬかいこうた） （重任） (昭和56年11月25日)	平成16年４月　大和證券株式会社入社 平成19年８月　株式会社ｕｇｏ入社 平成25年４月　当社顧問 平成25年６月　当社代表取締役（現任）	211千株
【取締役候補者とした理由】 犬養岬太氏は、前職にて豊富な知識・経験・人脈を持ち、また印刷関連事業での会社の設立に携わるなどの経営全般に関する幅広い経験を有しており、当社の経営全般を委ねる人材として適切だと判断いたしました。			
2	冨正俊（とみまさとし） （重任） (昭和27年９月26日)	昭和50年４月　小西六写真工業株式会社入社 平成20年４月　コニカミノルタフォトイメージング株式会社取締役管理部長 平成22年４月　コニカミノルタホールディングス（現コニカミノルタ株式会社）経理部経理グループリーダー（部長） 平成24年11月　当社顧問 平成25年４月　当社業務本部長 平成25年６月　当社取締役業務本部長（現任）	20千株
【取締役候補者とした理由】 冨正俊氏は、前職にて経理部門及び管理部門の責任者を経験し、主に経理・財務及び総務に関する豊富な知識と知見を有しており、当社の業務部門を統括する機能を委ねる人材として適切だと判断いたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	八木浩志（やぎひろし） （重任） (昭和40年10月14日)	昭和63年４月　当社入社 平成16年４月　当社関西事業所神戸営業部長 平成20年４月　当社関西事業本部長 平成21年４月　当社営業本部長 平成21年６月　当社取締役営業本部長 平成25年６月　当社西日本営業本部長 平成27年６月　当社取締役西日本営業本部長（現任）	40千株
【取締役候補者とした理由】 八木浩志氏は、入社以来関西での営業に携わっており、平成20年4月には当社関西事業本部長を歴任するなど、現場感覚を持ち合わせた営業部門のトップとして、当社の西日本エリアの営業を統括する機能を委ねる人材として適切だと判断いたしました。			
4	杉山貴一郎（すぎやまきいちろう） （重任） (昭和40年７月30日)	昭和63年４月　当社入社 平成14年10月　当社東京事業所第２営業部長 平成20年４月　当社東京事業本部第２営業部長 平成21年４月　当社営業副本部長 平成21年６月　当社取締役営業副本部長 平成25年６月　当社東日本営業本部長 平成27年６月　当社取締役東日本営業本部長（現任）	24千株
【取締役候補者とした理由】 杉山貴一郎氏は、入社以来東京での営業に携わっており、平成20年4月には当社東京事業本部第２営業部長を歴任するなど、現場感覚を持ち合わせた営業部門のトップとして、当社の東日本エリアの営業を統括する機能を委ねる人材として適切だと判断いたしました。			
5	栗田真治郎（くりたしんじろう） （重任） (昭和41年５月27日)	平成13年４月　株式会社帆風入社 平成18年９月　株式会社SIMC取締役 平成20年７月　株式会社帆風工務部長 平成24年11月　当社顧問 平成25年７月　当社社長室長 平成27年４月　当社経営統括室長 平成27年６月　当社取締役経営統括室長（現任）	5千株
【取締役候補者とした理由】 栗田真治郎氏は、前職にて生産管理部門の責任者を経験し、また印刷関連会社の取締役を歴任するなど経営管理全般に関する幅広い経験と知見を有しており、当社の経営を統括する機能を委ねる人材として適切だと判断いたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	宮崎安弘（みやざきやすひろ）（重任） (昭和32年11月23日)	昭和55年４月　大日本印刷株式会社入社 昭和60年６月　新日本カレンダー株式会社入社 昭和63年３月　同社取締役 平成２年３月　同社取締役副社長 平成13年３月　同社代表取締役社長（現任） 平成14年３月　大阪ペピイ動物看護専門学校理事長（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	―株

【社外取締役候補者とした理由】
宮崎安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役としての実績、見識が高く評価されていることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断いたしました。

（注）１．取締役候補者の指名にあたっては、取締役会で定める方針及び人選基準に基づき行っております。
２．平成27年度より、事業拡大における意思決定の一層の迅速化を図ることを狙いとして、取締役会は機能別（営業、経営統括、業務）に取締役を配置しております。従って、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスは、各機能別に必要な知識・経験・能力を備えた人材を擁することにより、最適なものになっております。
３．宮崎安弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
４．当社は、宮崎安弘氏との間において、会社法第427条第１項並びに当社定款第27条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める取締役の最低責任限度額としております。本議案が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
５．宮崎安弘氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
６．宮崎安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長及び大阪ペピイ動物看護専門学校理事長を兼務しております。新日本カレンダー株式会社と当社との間には取引がありますが、同社及び当社それぞれの平成28年度において、年間売上高の２％未満であります。同社は当社の株主であり、平成29年３月31日現在の持株比率は、3.83％であります。これらのことから、同氏は、十分独立性を有していると判断しております。なお、大阪ペピイ動物看護専門学校と当社には、取引その他の関係はありません。
７．その他の候補者と当社には、特別の利害関係はありません。
８．取締役候補者の所有する当社株式の数には、光陽社役員持株会の持株数が含まれております。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中谷秀孝氏が任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当　社株式の数
なかたにひでたか 中谷秀孝 （重任） （昭和31年１月26日）	昭和57年８月　公認会計士登録 平成３年６月　税理士登録 平成３年７月　中谷公認会計士事務所開設（代表） 平成17年６月　当社社外監査役（現任）	－株
【社外監査役候補者とした理由】 中谷秀孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務並びに会計及び税務に関する豊富な知見と経験により、客観的立場から当社の経営に対する監視や有益なご指摘をいただけるものと判断いたしました。		

（注）１．監査役候補者の指名にあたっては、取締役会で定める方針及び人選基準に基づき行っております。

２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．中谷秀孝氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

４．当社は、中谷秀孝氏との間において、会社法第427条第１項並びに当社定款第34条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める監査役の最低責任限度額としております。本議案が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。

５．中谷秀孝氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。

６．中谷秀孝氏の兼職先と当社には、取引その他の関係はありません。

第５号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、昭和62年6月23日開催の第39回定時株主総会において、月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。さらに、平成26年6月27日開催の第66回定時株主総会において、上記報酬限度額のうち、月額1百万円以内を社外取締役の報酬限度額とする決議をいただいております。また、当社では平成19年8月17日開催の取締役会において「役員退職慰労金内規」を廃止しております。

今般、取締役に当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、上記の目的を踏まえたうえに、優秀な人材に対するリテンション効果をもたせるために、５年から１０年分に相当する金額を一括して支払うものとします。従って、当該金銭報酬の限度額は、年額１億20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において審議、決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役1名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。これにより発行又は処分される

当社の普通株式の総数は年660千株以内とし、その１株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 当該取締役は、10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
(2) 当該取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他

の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

〔メ　モ〕

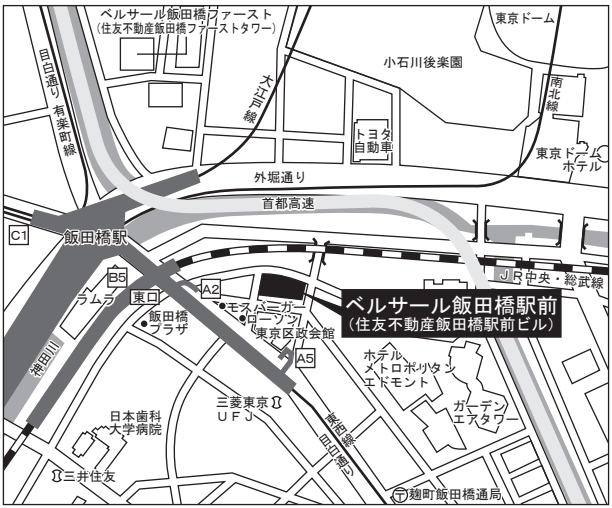
〔メ　モ〕

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区飯田橋三丁目８番５号
ベルサール飯田橋駅前ビル２階
（住友不動産飯田橋駅前ビル）

交　通　ＪＲ線
「飯田橋駅」東口徒歩３分
東京メトロ東西線
「飯田橋駅」Ａ２出口徒歩２分
東京メトロ有楽町線・南北線
「飯田橋駅」Ｂ５出口徒歩４分
都営地下鉄大江戸線
「飯田橋駅」Ｃ１出口徒歩５分

会場付近略図



お願い：お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。